

○ 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）

改正案

第八号第二項第三号	(略)	(削る)
	法第六十九号第二項第一号イ	法第六十九号第二項第一号ロ
法第九十二号第二項第一号	(略)	(削る)
	法第九十五号第三項第二号	

(国債に関する社債に係る規定の準用)
 第十五条 第七条の規定は法第九十一条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百条第一項に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

現行

第八号第二項第三号	(略)	第十一号第二項第三号
	法第六十八号第三項第三号	法第六十八号第三項第三号
法第九十一号第三項第三号	(略)	法第九十一号第三項第三号

(国債に関する社債に係る規定の準用)
 第十五条 第七条の規定は法第九十一条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百条第一項に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十四条 第七条の規定は法第百二十一条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八号から第十三号までの規定は法第百二十一条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百二十一条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	第十四条第一号	(略)	法第六十九条第一項第七号に掲げる	(略)	法第百二十一条において読み替えて準用する法第八十七条第一項各号に定める
(略)	第十四条第三号	(略)	法第六十九条第一項の	(略)	法第百二十一条において読み替えて準用する法第八十七条第一項各号に掲げる

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十四条 第七条の規定は法第百二十一条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八号から第十三号までの規定は法第百二十一条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百二十一条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	第十四条	(略)	金額の全額	(略)	口数の全口数
-----	------	-----	-------	-----	--------

	金額の全額	口数の全口数
<p>(新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用)</p> <p>第六十五条の二、第四十二条(第二号を除く。)の規定は法第二百四十七條の三第一項において準用する法第六十五條第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第四十四条から第四十九条までの規定は法第二百四十七條の三第一項において準用する法第七十六條第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第五十條の規定は法第二百四十七條の三第一項において準用する法第一百九十一條第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。</p>		<p>(新設)</p>